

第6章 目標達成への取り組みと環境配慮指針

1. 人と自然がふれあうまちづくり

基本目標1 身近な自然環境の保全

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 小・中学生を対象とした自然体験教室（1泊2日）を実施し、豊かな自然の中での野外活動体験を通じて自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しています。
- 医大南部土地区画整理地内において、新山王川から玉穂庁舎西側にかけて河川緑地（河川公園）を整備し、さくら並木沿いに遊歩道を併設するとともに、公園・遊歩道の機能が発揮されるよう適切に管理をおこなっています。
- 市内における工場立地が環境の保全を図りつつ適切におこなわれるよう、緑地の確保などが適切に実施されているかどうか監視しています。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果によると、周辺の環境のうち「自然や緑の豊かさ」について満足している市民の割合は56.0%を占めています（不満層5.5%）。また、児童・生徒アンケートの結果でも、身のまわりの環境のうち「自然や緑が豊かだ」と感じている割合は81.5%にのぼっています。身近な自然環境に対しては、市民からおおむね良好な評価がなされていることがうかがえます。
- ◆ 一方、近年は手入れの行き届かない森林や耕作放棄地の増加により、身近な自然にも荒廃が目立つようになってきました。平坦地の多い本市の自然は、その多くが人の生活と密接に係わる二次的自然[※]であり、人の手を加えることで良好な状態に保っていく必要があります。
- ◆ アンケート結果では、市に求める施策（自然環境分野）として「遊歩道や親水空間など自然とのふれあいの場の整備」（59.5%）を選択する市民が多く、児童・生徒からも「動物などの生き物が多い場所であってほしい」という意見が多数みられます。
- ◆ 以上から、本市の恵まれた自然環境の上にあぐらをかくことなく、市民一人ひとりが自然との共生への理解を深め、自然環境を守る担い手としての意識を高めることができるような機会を増やしていくことが重要となっています。

[※] 二次的自然とは、人の活動によって創出され、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のことをいいます。水田やため池、雑木林、採草放牧地などの草原がこれに当たります。近年、里地・里山などの放棄が進行し、以前は普通に見られたメダカやタガメも、絶滅危惧種とされるほど減少しました。

(2) 目標達成への取り組み

① 自然とのふれあいの推進

市の取り組み（施策）

- 市民参加による身近な野生生物経年調査 《環境課》
身近な生き物や外来種などについて、市民参加のもとに調査し、野生生物に対する理解を深める機会の創出を図ります。
- 樹木ネームプレートの整備 《環境課》
公園や遊歩道沿いの樹木などにネームプレートを設置し、実際の樹木を見て、触れて学べる場所を増やします。
- 学校教育における自然体験学習の充実 《教育委員会、農政課、環境課》
野外活動や農林業体験などを通じて、児童生徒が自然と触れあえる機会を設け、自然体験学習の充実に努めます。
- 環境教育指導者研修会の開催 《環境課》
自然とのふれあいの推進のための人材育成として、環境教育指導者研修会を開催します。大学などと連携し、研修内容の確立やメニューの充実に努めます。
研修修了者などを環境教育指導者として登録し、さまざまな事業の講師として活躍の場を提供するとともに、市民グループ単位などでおこなわれる環境出前講座（仮称）などに講師として派遣できるよう検討します。
- 遊歩道等の整備 《農政課、建設課、環境課》
森林や河川において安全に安心して散策できるような遊歩道を整備するとともに、自然について解説する案内板などの整備をおこないます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 身近な自然や生物に意識を向け、自然とのふれあいに関する事業やイベントに参加するなど、自然に接する機会を増やします。
- 河川敷などの水辺空間や遊歩道を大切にし、ごみを捨てたりしないなど美化に努めます。また、河川清掃などのボランティア活動に機会をとらえて参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所周辺の自然や生物に意識を向け、環境負荷の低減に努めます。また、河川清掃などの環境美化ボランティア活動への参加を従業員にうながします。

② 森林の保全・活用

市の取り組み（施策）

■ 企業の森推進事業 《農政課、商工観光課、環境課》

近年、企業の社会的責任に対する関心が高まっており、森づくりに主体的に取り組む企業も増えてきました。社有林の市民への開放、社員ボランティアによる下刈・除伐作業の実施などの取り組みもみられます。

市内においてもこうした活動が活発に展開されるよう情報提供に努め、社会貢献や森づくりに関心のある企業と地域とを結びつけるための方策を検討していきます。

■ 林業と観光の連携の推進 《農政課、商工観光課》

林業体験を観光プログラムの一つとして提供する方策を検討します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 森林の持つ公益的機能に対する理解を深めるとともに、自然観察会などへ機会をとらえて参加します。

■ 山林をはじめ、雑木林や川辺林などの身近な樹林地を大切にし、保全に協力します。

■ 民有林を所有または管理する人は、その適切な管理に努めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 企業の社会貢献の一環として、森林整備事業などの取り組みを導入または積極的に検討します。

■ 新たな開発を伴う事業活動に際しては、森林・樹林地への負荷を少なくするように配慮します。

基本目標 2 良好な田園景観の確保

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 環境保全型の農業を推進するため、牛糞を利用した高品質肥料の製造施設・設備購入に対する経済的支援を提供しています。
- 市内で生産される農産物のブランド力向上を図るため、本市ブランド米（品種：ヒノヒカリ）のPRを「道の駅とよとみ」の収穫祭や稲穂祭りで実施するとともに、名称を募集し、商標登録を推進しています。
- 環境に配慮した農業に取り組む「エコファーマー[※]」の制度について周知を図るとともに、認定農業者の増加を推進しています（認定者 226 名（平成 25 年 9 月現在））。
- 農地の有効利用を図るため、農業経営の改善に取り組む認定農業者の更新や新規認定手続を推進しています。また、平成 24 年には市内に農地利用集積円滑化団体が設立されました。
- ジャガイモなどを素材とした農業体験や、宿泊を伴う滞在型農業に陶芸を組み合わせた体験機会を提供しました。
- 「道の駅とよとみ」「農産物直売所た・から」において新鮮な地元産野菜や畜産加工品を提供し、集客を推進しています。
- 市内の祭りやイベントなどにおいて特産品の無料配布によるPRをおこないました。また、県外でのイベントにおける出展や、県内イベント（県民の日記念行事、ヴァンフォーレ甲府サンクスデーなど）における特産品のPR活動にも取り組みました。
- 教育ファーム（園児と保護者による農業体験学習）を通じた、消費者と生産者をつなぐ取り組みを支援しました。
- 減農薬栽培による地元米など、安全安心な地元農産物を学校給食で活用しています。地産地消は生産地から食卓への距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境の負荷が少ないというフードマイレージの考え方にも合致します。

【今後の課題】

- ◆ 本市は、土地利用の 26.9%が農用地であり、山梨県全体（5.5%）に比べ農地の割合が大きい地域となっています。うるおいある農村景観は、本市の特徴であり財産でもあります。また、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育んだりなど、農地は私たちの暮らしにさまざまな恵みをもたらしています。

[※] エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境に配慮した農業に取り組む農業者として県に認定された者をいいます。県で定めた栽培指針に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減に関する技術を実践します。認定を受けると各種の経済的支援が受けられるほか、出荷箱への「エコファーマー」表示や農産物へのシール貼付などによる販売PRが可能となります。

- ◆ しかし、農業従事者の高齢化と担い手不足などから、耕作放棄率は増加傾向にあり、その割合は12.6%（平成22年）を占めるまでになっています。
- ◆ 市民アンケートの結果によると、周辺の環境のうち「農地の保全状況」について満足している市民の割合は23.2%にとどまり、環境変化として「農地の保全状況」が「良くなった」と回答した人はわずか2.9%（「悪くなった」19.8%）となっています。また、市に求める施策（自然環境分野）として「優良な農地、田園景観の保全」の項目は上位を占めています。
- ◆ 耕作放棄地を解消し、優良な農地を守るためには、安全・安心志向といった消費者ニーズに配慮しつつ付加価値の高い本市ならではの農産物を生産し、販売を強化することや、中核的農家への農地集積などを通じた農業生産の効率化により、本市農業の産業としての魅力を高めていくことが必要です。
- ◆ 市内には「道の駅とよとみ」と「農産物直売所た・から」の二つの地場農産物直売所がありますが、近隣市町村の直売所との競合により来客数が伸び悩む状況があります。消費者のニーズにあった農産物の販売の促進や、特産物の周知方法の改善などの取り組みが必要となっています。
- ◆ 農業を基幹産業とする本市では、市民自らが本市農業の強力な支援者となって中央市産の農産物を積極的に消費する「地産地消」をより一層推進していく必要があります。なお、地産地消には、農産物の輸送距離短縮による燃料消費やガス排出量の削減につながる環境効果もあります。こうしたメリットを環境学習に関連づけながら、学校給食における地域農産物の利用拡大を図っていくことも必要です。
- ◆ こうした課題に取り組むことにより、農業の担い手の確保、農地の有効活用、ひいては、農村景観や農地の環境保全力の再生につながると考えられます。

（2）目標達成への取り組み

① 優良な農地の保全

市の取り組み（施策）

■ 環境保全型農業の推進 《農政課》

農業協同組合などと連携し、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、農業生産活動における環境負荷の低減を図ります。また、環境負荷の少ない農産物の生産技術の開発を進めるとともに、地域循環型農業の確立を進めます。

これらに加え、特別栽培農産物表示に基づき、環境保全型農業で生産された農産物の良さや環境保全上の効果などをPRしていきます。

■ 農産物のブランド化 《農政課、商工観光課》

市の特産品といえる農産物に照準を当て、地域ブランドの確立に努め、生産の奨励と販売の強化をおこないます。

■ エコファーマーの奨励 《農政課》

本市が持続的・環境保全型農業の先進地として認識されるよう、エコファーマー制度の周知や、新規認定手続をおこなっていきます。

■ 有害鳥獣対策 《農政課》

有害鳥獣対策を講じながら、農作物の安定的な生産環境を整えます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 本市の農業の価値について理解を深め、農業振興に関するイベントや各種活動に機会をとらえて参加します。

■ クラインガルテン（市民農園）を積極的に活用します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 農地を適正に管理し、公益的機能の維持に努めます。また、農業用水路や農道などの保全・美化に努めます。

■ 農業生産活動において、環境に配慮した農地運用や、環境負荷の低い環境保全型農業の実践に努めます。

■ 地域で生じる食品廃棄物や家畜排せつ物などを農業生産に有効利用する地域循環型農業の確立に協力します。

■ エコファーマー制度に関心を持ち、認定取得を積極的に検討します。また、認定を活用した農産物の販売PRや情報発信を積極的におこない、本市農産物のイメージアップに貢献します。

■ 農産物の生産技術の開発を進めるとともに、付加価値の高い本市ならではの農産物の生産や品質保持に努めます。

② 遊休農地の活用

市の取り組み（施策）

■ 認定農業者等の育成・支援 《農政課》

プロフェッショナルな農業者を育成・支援するとともに、退職後に地域で農業に取り組もうとする人などさまざまな担い手の確保に努め、農地の有効利用を進めることで遊休農地の解消を図ります。

■ 地域農業を支える体制づくり 《農政課》

経営規模拡大を目指す意欲的な担い手が、大規模な農地で生産できるよう農地の集約化を図るとともに、地域のコミュニティと連携した活性化策を検討していきます。

■ クラインガルテンや体験農業等による農地の有効利用 《農政課、商工観光課》

休耕地や耕作放棄地のうち再耕作が困難な農地の所有者と連携し、クラインガルテン（市民農園）や体験農場に転用する農地を確保します。また、「道の駅とよとみ」や「農産物直売所た・から」と連携して、グリーンツーリズム（都市居住者による農村滞在型の余暇活動）の支援をおこない、農業体験をサポートする指導者を育成・確保します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- クラインガルテン（市民農園）を積極的に活用します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 農業生産に意欲を持つ人は、生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用など、遊休農地の有効活用について積極的に検討し、取り組みます。
- 農業への従事が困難になった農地所有者は、生産体制の効率化やクラインガルテンなどへの転用について積極的に協力します。
- グリーンツーリズムや農業体験をサポートする指導者として市民や市外居住者との交流を深めます。

③ 地産地消の推進

市の取り組み（施策）

- 「道の駅とよとみ」と「農産物直売所た・から」の体制強化 《農政課》
両直売所を運営している組合を支援するとともに、直売所の知名度向上に努めます。
- 観光との連携による特産品のPRと消費拡大 《農政課、商工観光課》
特色ある地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大はもとより、地域住民や観光客に地域の農業の現状や歴史を認識してもらう機会を設けます。
- 学校給食における地域農産物の利用拡大 《農政課、教育委員会》
学校給食において地元農産物の利用を進めます。課題となっている安定供給については、地域農家との連携を強化し、改善を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 市内農産物直売所の利用頻度を高め、地元産農産物を優先的に購入します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 農産物の地元消費のしくみづくりやその拡充に協力します。
- 卸売・小売業や飲食業では、地元産食材の優先仕入れなど、地産地消の推進に協力します。



農産物直売所た・から



教育ファームの稲刈り

(写真:農産物直売所た・から日記ブログより)



道の駅とよみ



スイートコーン収穫祭

(写真:道の駅とよみ&シルクふれんどりいメールより)

基本目標3 緑地の保全、緑化の推進

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 樹木の消毒・剪定作業など街路樹の適正管理を、年度ごとに実施地区を定め、計画的におこなっています。
- 市民のいこいの場である公園の安全性・快適性を確保するため、日常的な維持管理（不具合箇所の修繕、再塗装等による耐用年数の延伸、公園内緑地の除草や剪定など）や、計画的な改修（老朽化遊具の更新など）を実施しています。
- 緑化意識の啓発を図るため、小学校入学時の児童に記念樹（桜・あじさい）を贈呈するとともに、お祭り時に樹木（ブルーベリー・イロハモミジ）を配布しました。
- 中央市緑化推進会議を設置し、運営しています。

【今後の課題】

- ◆ 地域が緑豊かであることは、うるおいのある生活環境を形成するうえで重要な要素です。
- ◆ 市民アンケートの結果によると、周辺環境のうち「自然や緑の豊かさ」について満足している市民の割合は56.0%を占めており、不満層は5.5%にとどまっています。また、児童・生徒アンケートの結果でも、身のまわりの環境のうち「自然や緑が豊かだ」と感じている割合は81.5%にのぼっています。
- ◆ 一方、「公園や遊歩道の整備状況」の項目では満足層は35.9%にとどまります。市に求める施策（生活・都市環境分野）として「身近な公園の整備や緑化」を選択する市民も多数存在します。
- ◆ 市内の緑化には事業所も重要な役割を担いますが、特に小規模企業においては景気の低迷や経費面での課題もあって緑化への取り組みが遅れている現状があります。
- ◆ 身近な緑地や公園は、市民生活に豊かさをもたらす大切な空間であり、整備や管理の一層の充実が望まれています。このため、街路や公園などの公共的な緑地を計画的に整備し、市が率先して緑地の保全に取り組むことが求められます。
- ◆ また、市が直接的に関与できない私有地も市の景観を支える重要な資産であることから、事業所や一般家庭における緑化もうながし、市全体として緑地の保全、緑化を実現していく必要があります。
- ◆ 緑化は、市民や団体が身近で取り組みやすい環境活動のひとつといえます。緑化の意義、方法などに関する普及啓発とともに、緑化ボランティア活動が市内で活発に展開されるよう支援を提供していくことが必要です。また、学校教育においても、緑の大切さについて理解を深められるよう、校内における緑化活動の導入推進に取り組んでいく必要があります。

(2) 目標達成への取り組み

① 公園・緑地の保全・管理

市の取り組み（施策）

■ 街路樹の管理・整備 《建設課》

街路樹の定期的な剪定や除草などの管理をおこないます。また、街路樹の整備にあたっては、在来種など地域にあった樹種を選定するなどして、特色ある地域の景観づくりを図ります。

■ 公園等の管理 《管財課》

公園等の緑地については、引き続き必要に応じて剪定や除草などの管理をおこない、園内の明るさを保つなどして、市民が安全で快適に利用できるようにします。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 公園内の樹木や植生を大切にし、ごみを散らかさないなど、みんなの公園を快適な場所として守っていきます。また、地域の公園や街路などの清掃活動に機会をとらえて参加し、まちの美化に努めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所が所在する地域の公園や街路などの清掃活動に機会をとらえて参加するよう従業員にうながし、または自主的な美化活動による地域貢献に取り組みます。

② 緑化の推進

市の取り組み（施策）

■ 緑化運動、花いっぱい運動の推進 《農政課、環境課》

市民がおこなう緑化運動や花いっぱい運動を支援します。

■ 記念樹プレゼント事業の推進 《農政課》

市民の手による植樹活動が新たに始められるきっかけづくりとして、引き続き入学記念時などに市民に記念樹をプレゼントする取り組みをおこなっていきます。

■ 緑化推進会議の運営 《農政課、環境課》

市民、事業者、行政が連携して市内の緑化を推進するため、中央市緑化推進会議を適切に運営していきます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 植樹や花壇への植栽など、宅地の中に緑を増やします。
- 地域での緑化活動や、緑化推進のためのイベントに機会をとらえて参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所の敷地内の適切な緑化に努めます。
- 事業所の拡大や新たな土地開発などをおこなう際は、自然の緑を残すため最大限に配慮します。また、緑地帯を十分に設けるよう努めます。
- 地域での緑化活動や、緑化推進のためのイベントに機会をとらえて参加するよう従業員にうながします。

2. 快適で健康な生活環境づくり

基本目標 1 大気汚染の防止

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 大気汚染に関する事業所指導事務を所管する県と連携し、情報提供や違反事例に対する事後処理などの面で協力・対処してきました。
- ダイオキシン類について、県と連携して監視の取り組みをおこなってきました。
- 光化学オキシダントについて、県と連携して、光化学スモッグの発生状況や被害発生時の処置に関する情報の提供を受けた後、防災無線で市民に周知を図る体制を整備してきました。
- 県が主導して推進する「エコドライブ運動」について、制度の周知に協力し、普及を図りました。
- 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努めることを目的に、環境配慮型公用車の導入を進めました。平成 25 年度現在は、BDF（バイオディーゼル）燃料装着車 2 台、ハイブリッド車 2 台、電気自動車 1 台を有しています。

【今後の課題】

- ◆ 大気汚染状況常時監視（南アルプス測定局）の平成 23 年度結果では、浮遊粒子状物質（SPM）と二酸化窒素（NO₂）が環境基準を超えたことはなく、濃度の経年変化をみても年平均値は低下しています。光化学オキシダントについては基準値を超えた日・時間帯がみられましたが、その日数・時間数は改善しており、濃度の年平均値も低下傾向にあります。
- ◆ また、市民アンケートの結果によると、周辺環境のうち「空気のきれいさ」について満足している市民の割合は 55.4%と比較的高い割合を占めています（不満層 6.6%）。児童・生徒アンケート結果でも「空気がきれい」と肯定的に感じる人の割合は 73.3%であり、平成 20 年調査結果（52.8%）から大幅に改善しています。
- ◆ 一方、市に求める施策（生活・都市環境分野）として「大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策」を選択する市民や、「きれいな空気や水をまもっていくこと」を大切と考える児童・生徒は多く、生活環境の最も基礎的な要素である大気・水を今後とも良好に保っていくことが切実に求められています。
- ◆ 事業所による大気汚染物質排出については、県との連携協力体制のもと、市内において大気汚染防止に係る法規制が適切に運用されるよう配慮するとともに、事業所の順守状況を継続的に監視していく必要があります。

- ◆ 自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などを排出し、大気汚染の原因となるとともに、地球温暖化原因物質である CO₂ の排出源でもあります。環境への負荷の少ない自動車の普及や、環境に配慮した適切な使用方法の周知・啓発が求められています。

(2) 目標達成への取り組み

① 大気汚染物質の排出抑制対策の推進

市の取り組み（施策）

- 工場、事業場における大気汚染物質排出抑制指導 《環境課》
工場、事業場におけるばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況を県と連携して監視し、指導をおこなっていきます。
- ダイオキシン類対策 《環境課》
廃棄物焼却炉については、廃棄物処理法の改正（平成 14 年）による構造基準の強化に伴い、基準に対応できない施設は使用できなくなっています。また、年 1 回ダイオキシン類の測定が義務づけられています。こうした規制について県と連携した監視などの取り組みを継続していきます。
- 光化学オキシダント対策 《環境課》
県や関係機関と密接に連携して、光化学スモッグの発生や被害発生時の処置に関する的確な情報提供をおこなっていきます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ごみなどを野外で焼却する「野焼き」をおこなってはならないことを守ります。
- 自動車の利用は必要最小限とし、可能な限り公共交通機関や自転車の利用、徒歩での移動に努めます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに取り組みます。また、自家用車を購入するときは、なるべく環境負荷の少ない車種を選びます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 大気汚染物質の排出基準など、法令を守って環境にやさしい事業活動を展開します。
- 基準を満たさない焼却炉は使用しないようにします。

- 従業員の通勤におけるパークアンドライドの推奨やノーマイカーデーの設定など、自家用車の利用を減らす取り組みをおこないます。
- 業務で自動車を使用する際には、エコドライブの実践に努めます。また、業務用自動車を購入するときは、なるべく環境負荷の少ない車種を選びます。

《コラム》 廃棄物焼却炉の法定基準

▶ 次の基準を満たさない焼却炉は法令により使用できなくなっています。（一般家庭の簡易なゴミ焼却炉も対象です。）

1. 焼却設備の構造

- ① 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）
 - ② 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、廃棄物を焼却できるものであること。
 - ③ 燃焼室ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
 - ④ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - ⑤ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - ⑥ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- (注)：廃棄物処理法の許可対象施設には、さらに厳しい基準が適用されます。

2. 焼却の方法

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ② 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

② 自動車排出ガス対策の推進

市の取り組み（施策）

■ 市役所における低公害車の積極的導入 《管財課》

市が率先して自動車排出ガス対策、地球温暖化対策を実践するため、引き続き公用車への計画的な低公害車導入に努めていきます。

■ エコドライブ運動の普及 《環境課》

県では、環境にやさしい運転方法を普及させることで自動車から排出される二酸化炭素の削減を図り、地球温暖化を防止する「エコドライブ運動」を推進しています。本市においても、広報活動などの普及・啓発に積極的に協力し、本市における運動の普及を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 自動車の利用は必要最小限とし、可能な限り公共交通機関や自転車の利用、徒歩での移動に努めます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに取り組みます。また、自家用車を購入するときは、なるべく環境負荷の少ない車種を選びます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所で使用する車両については、低公害車の導入に努めます。また、排出ガスに係る規制適合トラック等を導入し、所有する車両の適切な整備をおこないます。
- 従業員に対して「エコドライブ宣言」を推奨し、職場ぐるみでエコドライブ運動を実践するよう努めます。
- 従業員の通勤におけるパークアンドライドの推奨やノーマイカーデーの設定など、自家用車の利用を減らす取り組みをおこないます。

《コラム》 エコドライブ運動

- ▶ エコドライブのポイントは、次に掲げる「エコドライブ 10 のすすめ」のとおりです。「エコドライブ宣言」は、こうした運転方法に積極的に取り組むことを宣言し、実行するもので、宣言者にはステッカーが配布されます。

【エコドライブ 10 のすすめ】

- ① ふんわりアクセル『eスタート』でやさしい発進を心がけましょう。
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転を心がけましょう。
- ③ 減速時は早めにアクセルを離し、エンジンブレーキを活用しましょう。
- ④ エアコンの使用は適切に。冷房は冷やし過ぎないように、暖房のみはエアコンスイッチをオフにしましょう。
- ⑤ ムダなアイドリングはやめましょう。
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しましょう。
- ⑦ タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
- ⑧ 不要な荷物は車からおろして走行しましょう。
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめましょう。
- ⑩ 自分の車の燃費を把握しましょう。

（出典：山梨県ホームページ）

基本目標 2 水質汚濁の防止

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 水質汚濁に関する事業所指導事務を所管する県と連携し、情報提供や違反事例に対する事後処理などの面で協力・対処してきました。
- 市内の河川水質検査(生活環境項目 12 項目、環境基準健康項目 27 項目)を実施し、検査結果の経年経過を観測しています。
 - ・測定地点：玉穂地区 9 地点、田富地区 15 地点、豊富地区 2 地点
 - ・測定回数：年 1 回
- 県がおこなう井戸水の水質検査に協力し、水質の安全を確認しています。
- 市広報紙に、河川水質検査の結果とあわせて、生活排水による河川への環境負荷の低減を呼びかける記事を掲載し、良好な水質の維持に向けた啓発に努めています。
- 公共下水道事業については、管渠の敷設工事を市街化区域内で進めており、5 か年で排水処理面積約 43ha の工事を完了させるとともに、普及率の向上に努めています。
- 合併処理浄化槽の適正管理の促進では、県主催の浄化槽設置者講習会の周知協力により、浄化槽の管理や点検を推進しました。
- 農業集落排水処理施設については、管渠新設工事はほぼ完了し、近年は施設の維持管理を中心に、新規宅地への公共枡の設置をおこなっています。
- コミュニティプラントについては、使用 3 企業からの事業移管の検討協議を重ねており、施設老朽化の対策を順次おこないつつ事業を継続しています。

【今後の課題】

- ◆ 市内の小河川が流れ込む鎌田川の水質は改善傾向にあり、近年では環境基準が達成されています。市内の小河川・水路の水質については、全体としては維持されていると推測されますが、個別の河川や測定年度によっては高い BOD 値が観測されており、注視が必要です。
- ◆ 一方、市民アンケートの結果によると、周辺環境のうち「川や水路の水のきれいさ」について満足している市民の割合は 33.2%にとどまっており、不満層が 22.5%存在することに留意する必要があります。児童・生徒アンケート結果でも「川や水路の水がきれい」と肯定的に感じる人の割合は 44.4%と比較的小さくなっています(否定的回答 23.2%)。
- ◆ また、市に求める施策(生活・都市環境分野)として「大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策」を選択する市民や、「きれいな空気や水をまもっていくこと」を大切と考える児童・生徒は多く、生活環境の最も基礎的な要素である大気・水を良好に保っていくことが切実に求められています。

- ◆ 水質汚濁の原因の7割近くは、人々の日常生活から排出される生活排水だと言われています。市民アンケートの結果、日ごろの取り組みとして「台所で食用廃油や油汚れを排水溝に流さない」をいつもおこなっている人の割合は58.6%、「洗剤の使用は少なめにしている」では39.7%となっており、改善の余地があるとみられます。暮らしの中での身近な取り組みを、市民の間にさらに普及していく必要があります。
- ◆ 事業所による排水については、県との連携協力体制のもと、市内において水質汚濁防止に係る法規制が適切に運用されるよう配慮するとともに、事業所の順守状況を継続的に監視していく必要があります。
- ◆ 本市では、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の普及などにより生活排水処理対策を進めており、生活排水クリーン処理率（生活排水が処理施設により処理される人口の割合）は、平成24年3月現在99.1%に達しています。
- ◆ 一方、公共下水道事業に対する市民意識は高まりをみせており、行政に対しては、下水道の普及推進体制の整備や未加入地域への支援の拡充への要請が強まっています。このため、引き続き市街化区域内における事業の推進が必要であり、さらには、新たに市街化調整区域内の地域における事業推進に向けた施策の充実が課題となってきました。
- ◆ また、農業集落排水処理施設・コミュニティプラントについては、施設の老朽化への対応などが今後の課題となっており、計画的かつ適切に維持管理を遂行していくことが必要とされています。

(2) 目標達成への取り組み

① 水質汚濁物質の排出抑制対策の推進

市の取り組み（施策）

■ 工場、事業場における水質汚濁物質排出抑制指導 《環境課》

水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者へ届出を義務づけるとともに、排水基準を定めています。県ではさらに、条例により厳しい基準（上乘せ基準）を定めて排水規制を強化しています。このような排水基準の遵守状況を県と連携して監視し、指導をおこなっていきます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 法令に基づく届出を適切におこなうとともに、排水基準を遵守します。

■ 事業所から排出される排水（化学物質、農薬、雑排水等）の環境負荷低減に取り組みます。

② 生活排水対策の推進

市の取り組み（施策）

- 公共下水道事業の推進 《下水道課》
市街化区域内の未設置地域において公共下水道の普及を進めます。
- 合併処理浄化槽の適正な管理の促進 《環境課》
合併処理浄化槽の適正な管理を促進するための啓発をおこないます。
- 農業集落排水処理施設 《下水道課》
豊富地区の農業集落排水事業については、地域の利便性向上の観点から必要性について集落分布や財政状況を踏まえ検討し、推進します。
- コミュニティプラント 《下水道課》
田富よし原処理センターについて、施設の老朽化への対応として適度に改修した上で当面は稼働させ、公共下水道への認可変更を行い接続の対応を検討します。
- 公共用水域水質の測定 《環境課》
市内の河川について、BOD 値等を測定し、その経年変化を観測します。
 - ・測定地点：玉穂地区 9 地点、田富地区 13 地点、豊富地区 4 地点（平成 25 年度）
 - ・測定回数：年 1 回
- 地下水水質測定 《環境課》
県などがおこなう市内の井戸の水質検査について協力して、pH、大腸菌群数、塩素イオン濃度等を測定し、その経年変化を観測します。
- 水生生物による水質調査 《教育委員会、環境課》
県は、児童や一般市民の参加を得て、河川にすむさまざまな生物（カワゲラ、サワガニ等 30 種の水生生物）の生息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を調査する事業をおこなっています。身近な河川の水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を再認識する機会として教育・啓発効果が高いと考えられるため、この事業への市内からの積極的な参加をうながします。
市内では、市民グループの主催により、一般の児童も参加できる自然観察会等を通して水質を調査する活動がおこなわれています。こうした民間の活動に対しても継続して支援をおこなっていきます。
また、市内には、ホタルが生息する河川もあり、水質悪化を招かないよう地域住民と連携を図り、ホタルの保護にも配慮した河川の水質保全の周知を図ります。

■ 生活排水の環境負荷低減に関する啓発 《環境課》

広報紙等を通じ、生活排水による河川への環境負荷の低減に関する啓発をおこないます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 使用済みの食用油は凝固させてごみに出す、洗剤やシャンプーなどの使用量は控えめにするなど、日常生活の中で身近に取り組める環境配慮行動を習慣的におこないます。
- 公共下水道や農業集落排水が接続可能な地域では、すみやかに接続するよう努めます。これら以外の地域では、合併処理浄化槽の導入により適切な排水処理に努めます。また、設置済みの浄化槽の維持管理を適切におこないます。
- 地域の河川清掃などの機会をとらえて積極的に参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業活動に伴う排水（化学物質、農薬、雑排水等）の適正処理及び環境負荷の低減に取り組み、水質汚濁の未然防止に努めます。
- 浄化槽を使用する場合は、その維持管理を適切におこないます。
- 水の循環利用など、排水が少なくなるよう工程や業務プロセスの改善に努めます。
- 地域の河川清掃などの機会をとらえて従業員に積極的な参加をうながします。

基本目標 3 騒音、振動、悪臭の防止

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 平成 24 年度から自動車騒音の常時監視事務が市に移譲されたことを受け、市内主要幹線道路の騒音測定を実施し、環境基準の達成状況を確認しました。また、騒音規制法に基づく規制地域を市全域で設定するとともに、土地の利用形態等に応じ規制基準を定め、騒音に関する工場・事業所等の監視・指導をおこない改善を図ってきました。
- 騒音に関する苦情への対応として、原因の把握に努め、当事者への指導をおこなって改善を図ってきました。
- 振動規制法に基づく規制地域を市全域で設定するとともに、土地の利用形態等に応じ規制基準を定め、振動に関する工場・事業所等の監視・指導をおこない改善を図ってきました。
- 悪臭防止法に基づく規制地域を市全域で設定するとともに、土地の利用形態等に応じ規制基準を定め、臭気に関する工場・事業所等の監視・指導をおこない改善を図ってきました。
- ごみ処理や野焼きにおける煙の悪臭、畜産関係に起因する悪臭について多くの苦情が寄せられたため、監視・指導をおこなって改善を図ってきました。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果によると、環境変化のうち「まちの静かさ」について「悪くなった」と回答した市民の割合は 29.1%で、選択項目中で最大となっています。自由回答の内容から、夜間のオートバイの暴走行為に起因するものも多いとみられ、また、生活習慣の異なる外国籍住民による夜間の近隣騒音への意見も目立っています。
- ◆ また、将来的にリニア中央新幹線が本市をルートとして整備される見込みであることから、工事や開通後の操業に伴う騒音・振動が懸念されてきており、本市への環境影響を注視しつつ適切な対応が必要となってきます。
- ◆ 悪臭については、畜産関係や野焼きに起因する悪臭への意見がきわめて多くみられます。原因が近隣にあるものがほとんどであり、近所づきあいへの配慮から直接苦情をいうことができず、不満が蓄積しているケースも多いと推察されます。
- ◆ これらを背景に、市民アンケートでは市に求める施策（生活・都市環境分野）として「騒音・悪臭防止対策」を選択する市民が多くなっています。
- ◆ 以上を踏まえ、市民が互いに快適に暮らしていくためのルールやマナーの徹底を図るため、普及啓発を推進し、発生した事案については原因者の監視・指導など迅速・的確に取り組むことが求められています。また、暴走行為その他騒音を伴う迷惑行為については、警察などの関係機関とも連携して対処していく必要があります。

(2) 目標達成への取り組み

① 公害防止対策の推進

市の取り組み（施策）

■ 騒音に対する監視、指導 《環境課》

一般環境騒音、自動車交通騒音、また、リニア中央新幹線整備などの各種開発行為に伴う騒音に対しては、地域の土地利用状況や時間帯に応じて環境基準が定められています。それぞれの環境基準を維持、達成するために県と連携して指導や監視を効果的におこなっていきます。

■ 生活騒音防止に関する普及・啓発 《環境課》

市民が互いに気持ちよく生活していけるためのマナーやモラルに関する啓発をおこなうとともに、必要に応じて指導をおこなっていきます。

■ 振動に対する監視、指導 《環境課》

振動については、規制地域が指定され、土地の利用形態等により、規制基準が定められています。この規制に基づき工場・事業場等の監視、指導を実施していきます。

■ 悪臭防止のための監視、指導 《環境課》

悪臭については、人の嗅覚を用いて測定する方法を取り入れた「臭気指数規制」が導入され、規制地域が指定されています。本市に多くみられる畜産関係に起因する悪臭などについて、発生源への未然防止指導等をおこなっていきます。

■ 悪臭防止のための普及・啓発 《環境課》

ごみ処理やペット飼育など、家庭生活に伴う悪臭への苦情が増加傾向にあるため、市民のマナーやモラル向上のための普及・啓発を実施していきます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 日常生活の騒音、振動、悪臭で近隣に迷惑をかけないように配慮します。

■ 自治会などで、暮らしのルールづくりとその浸透、住民相互のコミュニケーションの活性化を図ります。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 法規制を遵守し、公害の発生を未然に防止します。また、事業所の近隣住民の生活に配慮しながら事業活動をおこないます。

基本目標 4 廃棄物減量、リサイクル

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- ごみ出しに係る啓蒙活動として、ごみの出し方に関するパンフレットを年1回市内全戸に配布するとともに、必要に応じ広報紙に掲載して周知しました。また、環境衛生委員とエコライフ推進員に対して、年1回以上、説明会を兼ねた会議を開催しています。
- 豊富地区でおこなわれている生ごみの分別回収について、市民の理解を深めるため、広報紙への掲載や説明会の開催などを実施しています。
また、生ごみ専用袋への助成などにより、販売価格を安定させ収集率の向上を図っています。
- ごみの有料化については、指定袋の有償販売を導入し定着させています。
- 平成19年策定の「一般廃棄物処理基本計画」において、ごみの排出抑制・再資源化の計画の中で「ごみの減量化（発生抑制・排出抑制）の推進」および「リサイクル（再資源化・再生利用）の推進」を目標の一部に掲げています。
近年、国においては、循環型社会の構築に係る推進テーマとして「3R」を提唱しており、本市においても平成24年度の一般廃棄物処理基本計画見直し後は、リデュース (Reduce) = 「減らす」・リユース (Reuse) = 「再利用」・リサイクル (Recycle) = 「再資源化」の「3R」として推進しています。
- 市の物品調達において、再生紙や再生樹脂等の再生材を使用している物を積極的に取り入れてきました。
また、廃棄、リサイクル段階での環境配慮として、素材別に分解できるものや、回収、リサイクルシステムが確立しているものは、分別して還元できるよう職員意識の高揚にも努めてきており、このため、物品の購入量と排出ごみの減量化に成果をあげてきています。
- 資源ごみの分別収集を月1回各自治会の回収拠点で実施（豊富地区では各地区のリサイクルステーションで常時実施）し、収集量に応じて5円/kgの報奨金を自治会へ交付しています。
- 中央市役所の各庁舎に24時間のリサイクルステーションを設置し、資源ごみの回収・再資源化に取り組んでいます。なお、平成21年度からは廃食油と廃蛍光管の回収も開始しています。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果によると、周辺環境のうち「ごみ出し・分別のマナー」について満足している市民の割合は47.2%（不満層15.0%）となっており、選択項目の中では上位に位置しています。また、環境変化として「ごみ出し・分別のマナー」が「良

くなった」と回答した割合は 23.3%で、選択項目中トップとなっています。

- ◆ 一方、近年、一般ごみと粗大ごみを合わせた廃棄物量は、1人1日当たりベースで微増の傾向にあり、逆にリサイクル量はわずかながら減少してきています。

家庭から排出される一般廃棄物のうち容器包装リサイクルおよび古紙などの再生資源を除く廃棄物の総量は、かつて順調に減少していましたが、平成 23 年度初めて増加に転じました。また、容器包装リサイクルは順調に伸びていますが、新聞・雑誌などは情報の電子化に伴い減少しており、再生資源の総量は頭打ちになっています。

- ◆ アンケート結果によれば、市に求める施策（地球環境分野）として「ごみの減量化・リサイクルの推進」は他の項目を引き離して最大の支持を集めています。施策テーマとしての重要度の認識は市民の間に浸透しているといえますが、身近ですぐに取り組めるごみの減量化には結びついていない状況が見てとれますので、意識を具体的な行動につなげるための後押しが必要と考えられます。
- ◆ ごみの減量化は市民の日ごろの心がけに負うところが大きく、今後とも広報・啓発活動をたゆまずおこなっていく必要があります。特に、取り組み事例の紹介など、市民の具体的な取り組みに結びつけるためのわかりやすい広報・啓発が重要と考えられます。あわせて、ごみの排出量削減・再資源化に取り組みやすい環境整備、経済的な動機づけも継続的におこなっていく必要があります。「生かせば資源」の循環型社会を実現するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいかなければなりません。

（2）目標達成への取り組み

① 廃棄物の発生抑制

市の取り組み（施策）

■ ごみ出しに関するパンフレット配布、説明会の開催 《環境課》

広報誌、チラシ、5ヶ国語パンフレットの配布や各地区説明会の開催などを通じて、ごみ出しのルール、マナー、分別方法の普及・啓発を進めるとともに、リサイクルやごみの減量化をさらに徹底するための具体的な取り組み事例の紹介など、よりわかりやすい広報・啓発活動に努めます。

■ 生ごみの堆肥化の推進 《環境課》

生ごみ処理機器の普及による生ごみの堆肥化を推進します。豊富地区においては、生ごみの個別収集・堆肥化により循環型社会の構築を推進します。

■ ごみの有料化の検討 《環境課》

本市では平成 18 年から指定袋の有料化を導入しています。最近では、さまざまな手法により有料化を導入する自治体が増えてきており、その効果を検証しつつ本市に合った手法について検討します。

■ 3Rの推進 《環境課》

市民を中心に3Rの推進への協力を求め、環境にやさしい生活スタイルの普及・定着をめざします。また、ごみの減量を促進するため、生ごみは水切りして捨てるといった、手段や対策についての普及啓発に努めます。

■ グリーン購入の推進 《総務課、管財課》

市の必要物品の購入に際しては、引き続き積極的にグリーン購入を進め、その活動を市民へPRしていくことで、市民や事業者へのグリーン購入の普及に努めます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 日常の生活の中で、3R（ごみを減らす・使えるものは再利用する・再資源化できるようしっかり分別して出す）に取り組めます。

- ・買い物時にマイバッグを持参する、お店では過剰包装を断る、使い捨て製品の購入を控える、詰め替え型の製品を優先購入するなど、物を購入する段階でごみの減量につながるような配慮をします。
- ・物を大切にしながら長く使うようにします。また、リサイクルショップやフリーマーケットなどを活用し、不用品がごみとならず再利用されるよう配慮します。
- ・生ごみは水気を切ってから出すなど減量を心がけます。また、肥料として活用することを検討し、実践に努めます。豊富地区では、個別収集に協力します。
- ・資源として生かせるものは所定の日時・場所に出すなど、資源物収集に積極的に協力します。

■ ごみ出しのルールやマナーを守ります。また、市からの情報提供にそって正しい分別方法を取り、適切な回収に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。また、分別やリサイクル、再利用などを積極的におこない、廃棄物の排出抑制に努めます。

■ 取り扱う製品や商品について、過剰な包装・梱包をせず、できるだけ簡素化するよう努めます。

■ 再使用・再資源化しやすい製品や商品の開発・販売に努めます。また、自社・自店で販売した製品や容器包装類などは回収し、再資源化に努めます。

■ 製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するグリーン購

入を推進します。

- 廃棄物の排出削減やリサイクルの推進に関する目標設定をおこない、従業員に周知徹底して進行管理するよう努めます。

② リサイクルの推進

市の取り組み（施策）

- 資源ごみ回収システムの充実 《環境課》
空き缶、空きびん、ペットボトル、紙パックなどを自主回収するスーパーや小売店の取り組みと市のリサイクル事業を組み合わせ、体系化することで、資源ごみの回収システムの充実を図ります。
- リサイクルステーションの運営 《環境課》
各庁舎に設置している 24 時間リサイクルステーションの機能の拡充を推進します。
- 小型家電リサイクルの推進 《環境課》
小型家電リサイクル法の施行（平成 25 年 4 月）により、市町村には使用済み小型電子機器の分別収集や認定事業者への引き渡しの責務が与えられたことから、早期の実施により資源の有効利用を図ります。
- 3R の推進 《環境課》（再掲）

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 日常の生活の中で、3R（ごみを減らす・使えるものは再利用する・再資源化できるようにしっかり分別して出す）に取り組めます。
- ごみ出しのルールやマナーを守ります。また、市からの情報提供にそって正しい分別方法を取り、適切な回収に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業活動に伴って生じた不用物は、分別やリサイクル、再利用などを積極的におこない、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 再使用・再資源化しやすい製品や商品の開発・販売に努めます。また、自社・自店で販売した製品や容器包装類などは回収し、再資源化に努めます。

- 廃棄物の排出削減やリサイクルの推進に関する目標設定をおこない、従業員に周知徹底して進行管理するよう努めます。

基本目標 5 不法投棄、野焼きの防止

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 環境パトロールとして、環境監視員が市内を巡回して、不法投棄や野焼きなどの監視と早期発見に努めてきました。
- 環境監視員や地域住民、警察との協力による監視体制のもと、不法投棄事案に対処してきました。特に、地域住民の監視・通報行動により、早期発見、再発防止に効果があげられました。
- 不法投棄がおこなわれた場所に看板を設置して不法投棄防止を呼びかけました。
- 広報紙などを通じ野焼きの禁止について啓発してきました。また、住宅地での家庭ごみ焼却などの事案に関する通報・苦情について、迅速・的確に対処してきました。
- 広報紙などを通じてポイ捨て防止や飼い犬のふんの適切な処理についての啓発に努めてきました。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果によると、市に求める施策（生活・都市環境分野）で「ポイ捨てや不法投棄防止対策」を選択する市民は多く、選択項目の中で回答割合がトップとなっています。
- ◆ 市内の不法投棄の状況を統計的にみると、撤去努力により年度末の残量は改善していますが、新規確認量は年度によりさまざまであり、改善傾向にあるとはいえません。不法投棄物を回収し、周辺環境を回復するためには多額の費用がかかります。このため、不法投棄については事前に防止することが重要になります。
- ◆ 本市では、環境パトロールにより不法投棄などの監視・早期発見に取り組んでいますが、万能ではありません。パトロール強化ももとより必要ですが、不法投棄防止には地域住民による監視の目がきわめて重要な役割を果たします。また、悪質な事案への対処には警察などの関係機関との連携も欠かせません。このため、引き続き地域や関係機関との連携協力関係を密にし、総合的な監視体制の強化を図る必要があります。
- ◆ ごみの野焼きは、不法投棄と同様に廃棄物の違法処理に当たりますが、いまだに市民の間で徹底されていない面があります。市民アンケートの自由記述でも、野焼きの防止に関する意見や要望が多数みられ、さらなる普及・啓発が求められています。
- ◆ 野焼きと同様、市民アンケートの自由記述での多数意見に「ごみのポイ捨てや犬のふん害の防止」があります。本市では、「ごみのないきれいなまちにする条例（平成20年7月施行）」に、ごみのポイ捨てや飼い犬のふん害の防止について明記し、散乱ごみのない快適な生活環境の形成をめざすことをうたっています。この条例に基づき、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たしていくことが必要です。

(2) 目標達成への取り組み

① 不法投棄等監視パトロールの実施

市の取り組み（施策）

■ 環境パトロールの実施 《環境課》

環境パトロールを継続して実施するとともに、有効な方法や体制の確立について検討します。

■ 監視体制の強化 《環境課》

警察や地域住民と連携し、監視体制の強化に努めていきます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 不法投棄の現場を発見したり情報を得たりしたら、すぐに市の担当部署に連絡します。

■ 地域の清掃、美化活動などに機会をとらえて参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 従業員に、不法投棄の現場を発見したり情報を得たりしたら適切に通報するよう周知するなど、地域の不法投棄監視体制の強化に協力します。

② 不法投棄・野焼き防止のための普及・啓発

市の取り組み（施策）

■ 不法投棄防止に関する普及・啓発 《環境課》

不法投棄防止を呼びかけるポスター、チラシなどを作成、配布、看板を設置するなどして、地域ぐるみで監視の目を強化します。

■ 野焼き防止に関する普及・啓発 《環境課》

ポスター、チラシなどの作成・配布や、広報紙などを通じ、野焼き防止に関する啓発をおこないます。

■ ポイ捨て防止、飼い犬のふんの処理に関する普及・啓発 《環境課》

条例によりポイ捨てが禁止され、飼い犬のふんの処理が義務づけられていることの周知・徹底を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ごみ出しはルールを守っておこない、生活ごみの不法な投棄やポイ捨てはけっしておこなわないようにします。
- ごみを庭などで燃やす「野焼き」は環境汚染や近隣の迷惑になることを十分認識し、おこなわないようにします。
- 散歩時などのペットのふんは必ず持ち帰るようにします。
- 地域の清掃、美化活動などに機会をとらえて参加します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業活動に伴って発生する廃棄物は、自己の責任において適正に処理します。
- 従業員に、ポイ捨ての防止や野焼きの禁止に関する意識啓発を図ります。

《コラム》 なぜ野焼きをしてはいけないのか

- 低温で物が燃やされると、ダイオキシン類が発生しやすくなります。素ぼりの穴や簡易な焼却炉などでごみを燃やすのは、低温での焼却となりやすく、また、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシン類のほか、煙や臭いの発生源となります。大気汚染の原因となるばかりでなく、近隣の迷惑にもなりやすい行為です。
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、野焼きは原則的に禁止され、違反すると罰則が適用されます。「ちょっとだから」、「昔からやっているから」と庭先などでごみを燃やすことは、この法律に違反することになります。
- ※ なお、ごみ焼却禁止の例外としては、次のような行為があります。
- ・ 農業・林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼き畑など）
 - ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（暖をとるためのたき火など）

基本目標 6 生活環境を脅かす新たな問題への対応

(1) 今後の課題

- ◆ 東日本大震災（平成 23 年 3 月）およびこれに伴う原子力発電所事故は、国民の防災意識や環境意識を一変させるほどの大きな影響をもつ出来事でした。市民アンケートの結果でも、関心のある環境問題として「放射性物質による影響」を選択した市民の割合は「地球温暖化」に次いで第 2 位の上位を占めています。
- ◆ また、中国大陸から飛来する「黄砂や PM2.5（微小粒子状物質）」についても、健康への影響に対する懸念から、近年高い関心を集めています。
- ◆ 外部からもたらされるこうした脅威は、空気や水など生活環境全般に影響を及ぼしかねないことから、適時の情報提供や対処方法の周知など、市民の環境不安に配慮した取り組みが重要となっています。県においても、放射性物質や PM2.5 の監視・測定と情報提供の強化・充実に取り組んでおり、本市としても、県との連携強化により市民の生活環境・健康を守る手立てを講じていく必要があります。
- ◆ また、将来的にリニア中央新幹線が本市をルートとして整備される見込みであることから、工事や開通後の操業に伴う騒音・振動、自然破壊、景観悪化、電磁波による影響などを幅広く懸念する声もあがってきています。整備計画の進捗に応じ、本市への環境影響を注視しつつ適切に対応していく必要があります。
- ◆ 以上のような新たな環境問題は、本市がこれまでに経験したことのない事象であり、また、放射性物質や PM2.5 のように市や市民の努力によってただちに削減を図ることが不可能なものも含まれるため、単独での対応が難しい面があります。このため、国、県などの関係機関や周辺自治体との連携・協力関係を強めながら情報の収集に努め、市民に有益な情報へと整理して発信するとともに、問題発生源への働きかけをおこなっていくことが必要となります。
- ◆ さらに、近年、健全な水循環を維持・保全する観点などから、地下水の保全に関する条例制定の動きが広がっており、山梨県においては「地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定・施行（平成 25 年 4 月）しています。本市においても、地下水の保全と、大量採取による地盤沈下の未然防止を目的として「地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例（以下「市地下水保全条例」といいます。）」を制定し、平成 25 年 4 月 1 日に施行しました。今後は、市条例の適切な運用をはじめ、県条例運用への協力もあわせ、豊かな水資源の保持を通じた住みよい生活環境の確保を図っていく必要があります。

(2) 目標達成への取り組み

① 市民を守る環境情報の発信

市の取り組み（施策）

■ 放射性物質対策 《環境課》

国や県などの関係機関と密接に連携して、環境放射線の測定状況や流通食品等の放射性物質検査結果などについて、迅速・的確に情報提供をおこなっていきます。

■ 微小粒子状物質（PM2.5）対策 《環境課》

県や関係機関と密接に連携して、PM2.5の発生や被害発生時の処置に関する迅速・的確な情報提供をおこなっていきます。

■ リニア中央新幹線整備対策 《総務課、環境課》

県や近隣自治体など関係機関と密接に連携して、リニア中央新幹線の整備・操業が市内にもたらす環境影響について情報収集をおこない、市民に提供するとともに、必要に応じ事業主体などへの意見提出その他の働きかけをおこないます。

② 地下水資源の保全

市の取り組み（施策）

■ 井戸設置者に対する規制・指導等 《環境課》

市地下水保全条例の定めるところにより、地下水計画を策定するとともに、井戸設置者に対して地下水資源の保護と採取量の適正化に向けた規制・指導を推進します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 井戸を設置する人については、市地下水保全条例の趣旨を十分理解し、条例による規制・指導にしたがいます。

■ 市民は、地下水の節水に協力するとともに、地下水保護対策に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 井戸設置者となる場合は、市地下水保全条例の趣旨を十分理解し、条例による規制・指導にしたがいます。

■ 地下水の節水に協力するとともに、地下水保護対策に協力します。

3. 地球にやさしい暮らしの確立

基本目標 1 地球環境問題への取り組み

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

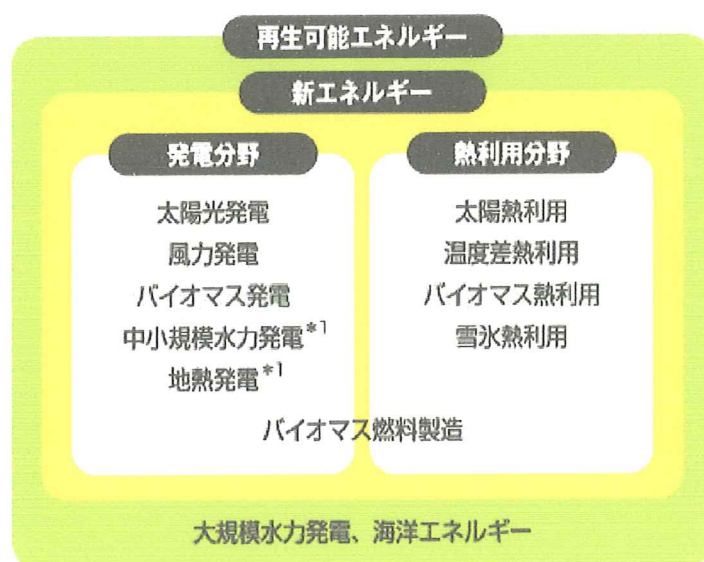
- 二酸化炭素（CO₂）の排出量や地球温暖化に関する情報、新エネルギーや省エネルギーに関する情報を、随時、広報紙や市ホームページを通じて発信しています。
- 小中学校で、総合的学習の時間などを利用してリサイクルについての社会学習会をおこなうとともに、省エネルギーなどに関する親子参加型の講座を開催しています。
- 市庁舎内において、職員共通の「紙、ごみ、電気の削減」等のエコオフィス活動に関する意識の向上が図られてきました。また、庁舎などの公共施設では、電力使用量の節減対策を講じており、経費の節減効果もあげています。
- 公共施設では、市内小学校に太陽光発電設備の設置が進められました。また、田富北保育園には太陽光発電による市民共同発電所が設置され、田富福祉センターでは自噴の井水を利用した地中熱ヒートポンプが活用されています。
- 家庭用太陽光発電システムを設置する市民に補助金を交付するなどにより、新エネルギーの導入を推進してきました。
- 省エネルギー行動のさらなる普及に向け、広報紙などを通じて啓発に努めました。
- コミュニティバスの導入については、平成 21 年 7 月から平成 23 年 3 月まで実証運行を重ね、利用者のニーズにあった使いやすい市民の足として平成 24 年 4 月から本格運行を開始しています。
- 公共交通機関の利用をうながすため、より一層の公共交通の充実を図るべく利用者のニーズ調査をおこない、利便性向上を図っています。また、市役所内でノーマイカーデーの設定などにより職員が率先して公共交通を利用するよう努めています。

【今後の課題】

- ◆ 経済の成長や生活の利便性向上が追求された結果、エネルギー消費や二酸化炭素（CO₂）の排出量は大幅に増加しました。CO₂の増加は地球温暖化の主な原因の一つといわれており、海面上昇や異常気象など、生態系に深刻な影響をおよぼす地球規模の問題となっています。このため、「低炭素社会」への転換が求められています。
- ◆ 市民アンケートの結果によると、関心のある環境問題として「地球温暖化」を選択した市民の割合は特に多く、突出してトップ項目となっています。市に求める施策（地球環境分野）でも、「省エネルギーの推進」や「新エネルギーの普及」が多数の市民から選択されています。

- ◆ 環境にやさしい持続可能な地域社会をつくるためには、地球温暖化の現状と私たちの社会生活との関わりについて一人ひとりが十分理解し、環境意識を高め、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直す必要があります。こうした意識転換や行動変化をうながすための手だてが必要とされています。
- ◆ 地球温暖化の進行や資源枯渇の懸念から、化石燃料を主としたエネルギー需給構造からの転換が求められています。石油代替エネルギーの中でも、新エネルギーは持続可能な再生可能エネルギーとして特に期待されています。本市では、平成 20 年度策定の「地域新エネルギービジョン」において、地域の自然特性を活かした新エネルギーの普及、啓発、導入を進めることとしており、その着実な推進が必要です。
- ◆ なお、東日本大震災とこれに伴う福島第一原子力発電所事故により、国民のエネルギー問題への関心は高まりをみせています。新エネルギーを活用した地域分散型のエネルギー供給構造へと転換を図り、エネルギーの外部依存度をなるべく減らして地域の自立性を高める方向での検討が課題となっています。こうした観点からも、新たなエネルギーの確保と省エネルギーへの取り組みが求められています。
- ◆ 移動にマイカーを利用するライフスタイルが主流となる中、自動車利用と燃料消費を減らし、地球温暖化の防止や省エネルギーにつなげることが課題となっており、代替移動手段としてバスなどの公共交通の重要度は増しています。しかし、一般に公共交通事業は厳しい経営を迫られており、その維持・充実には利用者の増加が不可欠であるため、利用の促進と、そのための利便性向上が必要となっています。

■ 図表 6 - 1 新エネルギーの概念整理図



出典：資源エネルギー庁ホームページ

(2) 目標達成への取り組み

① 環境にやさしいライフスタイル、事業活動の推進

市の取り組み（施策）

■ 環境情報の提供 《環境課》

CO₂の排出量や地球温暖化に関する情報、新エネルギー、省エネルギーに関する情報提供を充実します。

■ 3Rの推進 《環境課》（再掲）

市民を中心に3Rの推進への協力を求め、環境にやさしい生活スタイルの定着をめざします。

①リデュース (Reduce) : 「発生抑制」

必要のないものは買わない、使い捨てのものなどは使用しないなど、ごみの“発生を抑制”します。

②リユース (Reuse) : 「再使用」

いらなくなったものを“捨ててしまう”のではなく、洗浄や修理して“再使用”します。

③リサイクル (Recycle) : 「再生利用」

いらなくなったものを“捨ててしまう”のではなく、分類して集め“再生利用”します。

■ 環境学習の推進 《教育委員会、環境課》

小中学校における総合的学習の時間等を利用したエネルギー環境講座や一般向け、あるいは親子参加型のエネルギー環境講座を開催します。

■ 公共施設のエコオフィス化の推進 《管財課》

本市の公共施設から率先して、省エネルギー・省資源などに積極的に取り組み、環境にやさしいエコオフィス化を推進し、市民・事業者への啓発に寄与します。

■ 環境に関する公開レポートの作成の推進 《管財課、環境課》

公共施設や事業所などにおいて、CO₂の排出量や環境に関する取り組み状況などに関する公開レポートの作成を促進します。

■ ISO14001の取得の推進 《管財課、商工観光課、環境課》

環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001について、事業所での導入を促進します。また、市役所のISO取得について、庁舎管理の観点などから多角的に検討します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 地球環境問題に関心をもち、理解を深め、市や地域の環境関連事業に機会をとらえて参加・協力します。
- 温室効果ガスの排出削減につながるライフスタイルについて情報を収集し、実践します。また、日常の生活の中で、3R（ごみを減らす・使えるものは再利用する・再資源化できるようしっかり分別して出す）に取り組みます。
- 二酸化炭素を吸収する緑を大切にし、増やすように努めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 地球環境問題に関心をもち、理解を深め、市や地域の環境関連事業に機会をとらえて参加・協力します。
- 事業活動に伴って排出されるCO₂の排出量の把握・削減に努め、積極的に情報公開をおこなうよう努めます。

② 新エネルギーの利用

市の取り組み（施策）

- 新エネルギーに関する普及・啓発活動の推進 《環境課》
新エネルギーの利用などに関して、市民の取り組みに役立つ情報を提供し、普及・啓発活動を積極的におこないます。
- 新エネルギー導入の推進 《環境課、全庁》
市内の保育園・小中学校や公共施設への太陽光発電、太陽光熱利用、温度差エネルギーなどの設備の導入を推進するとともに、市民や事業者による太陽光発電や太陽光熱利用設備の導入を支援します。また、設置可能な空地等への太陽光パネルの設置を推進します。
- 新エネルギービジョンの実現に向けた取り組み《環境課、全庁》
中央市新エネルギービジョンに基づき、段階的に新エネルギー導入推進の取り組みを進めます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 新エネルギーに関する理解を深め、太陽光・太陽熱を利用する設備（太陽光発電パネルなど）の住宅への設置・活用を検討します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 太陽光エネルギーを利用した設備の事業所への導入など、新エネルギーの利用を推進します。
- 事業活動に伴い生ずる排熱など、未利用となっているエネルギーの活用（工場排熱の事務所暖房への活用など）について検討します。

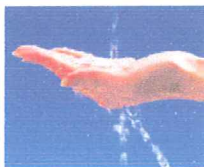
■ 図表6-2 新エネルギービジョンに掲げる重点プロジェクト

◆◆◆重点的に進める新エネルギー導入の取組の4つの柱（プロジェクト）です◆◆◆



太陽のちからプロジェクト

- 市民・事業者の太陽光発電導入とそのサポート
- 公共施設への太陽光発電の導入
- 公共施設への太陽熱ソーラーシステムの導入



水のぬくもりプロジェクト

- 公共施設への地下水利用ヒートポンプの導入
- 事業者による地下水利用ヒートポンプ導入とそのサポート



緑のめぐみプロジェクト

- 未利用農産物からのバイオ燃料製造に関する研究の推進



地球にやさしい暮らしプロジェクト

- 中央市地球温暖化対策実行計画の策定
- 小中学校への太陽光発電・小型風車・マイクロ水力発電機の導入
- 市民・事業者のエコアクションポイントへの参加
- エネルギー環境学習教室の開催



③ 省エネルギーの推進

市の取り組み（施策）

■ 省エネルギーに関する普及・啓発活動の推進 《環境課》

省エネルギーに関して、市民の取り組みに役立つ実用的な情報提供をおこない、普及・啓発活動を積極的におこないます。

■ 公共施設における省エネルギーの取り組みの推進 《環境課、全庁》

市職員一人ひとりが率先して高い環境意識を持ち、身近なところから省エネルギーに取り組み、達成度を評価しながら成果の確保を図ります。

■ 市民・事業者のエコ・アクション・ポイントプログラムへの参加推奨 《環境課》

日々の生活の中で楽しみながら温室効果ガスの削減に取り組める「エコアクション・ポイントのしくみ」への参加を推奨します。

《コラム》 エコ・アクション・ポイント

- 「エコ・アクション・ポイント」は、環境配慮型の商品の購入やサービスの利用などの環境配慮行動をすともらえる、さまざまな商品などと交換できるポイントです。
- 環境省によるモデル事業を経て、平成23年度からは民間事業者が運営しています。
- 所定のホームページから会員登録（個人または法人）し、エコアクションを実践するとポイントが付与されるとともに、そのエコアクションによる環境負荷低減効果が情報として明示されるため、自分の貢献度合いが確認できます。獲得したポイントは、交換商品提供事業者が提供する商品などに交換することができます
- エコ・アクション・ポイントの目的は、次のとおりです。
 - ①消費者や事業者等によるエコアクションの普及拡大
 - ②温室効果ガスの削減もくひょうなど、国の環境目標の達成への貢献
 - ③環境と経済が両立（=Win-Win）

（環境省ホームページを参考に作成）

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 冷暖房機器など家庭内での電気機器のこまめな調節・電源オフや、省エネ家電の導入などにより、節電を心がけます。

■ 自動車の利用は必要最小限とし、可能な限り公共交通機関や自転車の利用、徒歩での移動に努めます。

- 自動車を運転する際は、エコドライブに取り組みます。また、自家用車を購入するときは、なるべく燃費にすぐれた車種を選びます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 冷暖房機器など事業所内での電気機器のこまめな調節・電源オフや、クールビズ・ウォームビズの取り組みなど、省エネルギーの取り組みを事業所ぐるみで展開します。
- 事業所で使用する車両については、なるべく燃費にすぐれた車種を選びます。また、従業員に対して「エコドライブ宣言」を推奨し、職場ぐるみでエコドライブ運動を実践するよう努めます。
- 従業員の通勤におけるパークアンドライドの推奨やノーマイカーデーの設定など、自家用車の利用を減らす取り組みをおこないます。

④ 公共交通の充実

市の取り組み（施策）

■ 公共交通機関の利用促進 《総務課》

市内の公共交通機関（コミュニティバスなど）に関する情報発信・PR や利用をうながす意識啓発などにより、なるべく公共交通機関を利用するライフスタイルへの転換を図り、事業所や市役所内におけるノーマイカーデーの設定を促進し、公共交通を使った環境にやさしい生活・事業活動の浸透を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- マイカー利用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- コミュニティバスを市民の足として愛用し、支えるよう努めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ノーマイカーデーの設定など、従業員に公共交通を使った通勤を奨励します。

4. 環境活動の推進

基本目標 1 環境活動の推進

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 11月第3日曜日を環境美化運動の一斉活動日と定め、環境衛生員、エコライフ推進員が中心となり、市内各自治会、小中学校の児童生徒や子どもクラブ、ことぶき倶楽部などに呼びかけて、全市一斉継続して実施しています。また、団体や事業者がおこなう清掃活動などに対し、直接的・間接的に支援しています。
- 自治会による有価物回収を支援するとともに、24時間リサイクルステーションの運営を強化し、リサイクル品目の拡充やより効果的なシステムの構築を推進しています。

【今後の課題】

- ◆ 市民アンケートの結果では、「地域や市がおこなう環境保全の取り組みへの参加意向」について、「機会があればぜひ参加したい」または「内容によっては参加しても良い」と回答した市民の割合は合わせて69.4%となっています。これは、前回の平成20年調査時と比べると8.2ポイントの減であり、消極的な回答は逆に増加していることから、環境活動への参加意欲は全体として停滞気味といえます。
- ◆ 身近な生活環境の問題から地球環境問題に至るまで、その多くは私たちの日常生活や事業活動に起因しています。問題を改善していくためには、一人ひとりが環境保全について関心と理解を深めていくことが不可欠です。それぞれの主体が日常生活や事業活動のあり方を問い直し、環境を守る具体的な行動を起こしていくことが必要です。
- ◆ このため、環境問題に関する正しい理解を広め、市民・事業者に期待されている行動や、その意義・効果について、継続的に訴えていく必要があります。
- ◆ 個々の家庭での取り組みももちろん重要ですが、環境を守り、良くしていく活動については、地域や団体の力を発揮し、市民が結集して面的に活動することが効果的かつ大切です。

市民アンケートで環境活動の妨げとなっていることをたずねたところ、「一緒に取り組める仲間や環境意識を持った人が周囲にいない」との回答が相当の割合を占めました。本市では、自主的に環境保全活動を行っている地域や団体がありますが、そうした活動は市民が他者とつながりながら充実感をもって環境保全に取り組める貴重な機会を提供するものです。市としても、環境保全活動の市民参加の機会を確保するよう努めるとともに、意欲ある市民や団体、事業者の活動をうながし、それらを結びつけていく取り組みが求められています。

(2) 目標達成への取り組み

① 環境活動の推進

市の取り組み（施策）

- 緑化運動、花いっぱい運動の推進 《農政課、環境課》
市民がおこなう緑化運動や花いっぱい運動を支援します。
- 環境美化運動の推進 《環境課》
市全域の一斉清掃活動を実施します。また、団体や事業者がおこなう清掃活動などに対してごみ処理費用を減免するなどの支援をおこないます。
- 資源ごみ回収運動の推進 《環境課》
資源ごみの回収事業はリサイクル意識の定着に効果的です。自治会ごとの回収や24時間リサイクルステーションの運営を引き続き実施し、より効果的なシステムの構築について検討します。
- 環境ボランティア活動の推進 《環境課》
市内事業者や団体等による地域の清掃や環境保全等のボランティア活動を広報等を通じて紹介し、支援をおこなうことで、市民の環境美化の意識向上を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 市が実施する環境保全活動や地域で取り組まれる清掃・美化活動には、機会をとらえて参加します。
- 資源ごみの回収事業に積極的に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 事業所敷地内や敷地周辺の清掃を定期的におこなうとともに、植樹・花植えなどの美化活動を積極的におこないます。
- 市が実施する環境保全活動や地域で取り組まれる清掃・美化活動には、機会をとらえて参加します。
- 地域や団体が主体的におこなう環境保全に関するイベントなどの事業について、趣旨に賛同できるものについては協力・支援を提供するよう努めます。

基本目標 2 環境教育・学習の推進

(1) 取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- 小・中学生を対象とした自然体験教室（1泊2日）を実施し、豊かな自然の中での野外活動体験を通じて自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しています。
- 社会人講師を活用して市内保育園で環境教室を開催し、太陽熱を利用した料理や簡単な自家発電を体験する機会を提供し、子どもたちの環境意識の向上を図りました。
- 市内の小学校5年生に対し、「キッズISO14000プログラム」を実施して二酸化炭素排出削減に取り組み、環境マネジメントについて学ぶ機会としました。
- 甲府地区広域行政事務組合にて管理・運営しているライブラリーを活用し、環境学習資料の貸出対応をおこなっています。

【今後の課題】

- ◆ 環境を守る意識を育むうえで学校教育を受ける時期はきわめて重要です。市民アンケートの結果でも、市に求める施策（環境教育分野）で「こどもへの環境教育の充実」が最大の割合で選択されており、市内の小中学校における環境教育や校外での環境学習機会の充実を図る必要があります。
- ◆ 環境問題の正しい理解や自主的な取組の推進のためには、正確な情報や十分な学習機会を提供していくことが求められます。さまざまな機会をとらえて環境に関する情報を広く提供するとともに、児童・生徒のみならず市民や事業者のための学習機会も充実させていく必要があります。

(2) 目標達成への取り組み

① 学校における環境教育の推進

市の取り組み（施策）

■ 自然体験教育の充実 《農政課、教育委員会、環境課》

理科や総合的な学習の時間などを活用し、野外活動や農林業体験などを通じて児童生徒が自然とふれあう機会を設け、発達段階に応じた自然体験教育の充実を図ります。

■ 環境出前授業（仮称）の実施 《環境課》

幅広い分野に対応するため社会人講師の活用、市担当職員の派遣、大学等との連携による、環境出前授業を実施します。

■ 職場体験、施設見学の実施 《環境課》

環境課の仕事の紹介や、廃棄物処理施設、新エネルギー導入施設などの見学を実施します。

■ 環境保全学習の実施 《環境課》

「キッズ ISO14000 プログラム」などの体験型環境教育プログラムの活用などにより、環境保全に関する知識や実践の力を身につけられる環境教育の充実を図ります。

■ 環境教育指導力の向上 《教育委員会、環境課》

大学等と連携し、小中学校教職員の環境教育指導力の向上を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

■ 子どもが受ける環境教育に家族ぐるみで興味を持ち、積極的に支えます。また、日ごろから家族で身近な自然に親しむとともに、校外での環境学習機会があるときは自主的に子どもを参加させ、またはともに参加するよう努めます。

■ 家庭で環境について話し合ったり、緑のカーテンなど家庭生活の中で取り組める環境保全活動を実践したりして、環境意識の高い家庭づくりに努めます。

■ 資源ごみの回収事業に積極的に協力します。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

■ 市などがおこなう環境学習関係事業に対して、社会人講師やボランティアの派遣といった人材の提供を中心に、支援・協力を努めます。

② 環境情報、環境学習機会の提供

市の取り組み（施策）

■ 環境教育副読本の作成 《教育委員会、環境課》

地域の素材を活かした環境副読本等の教材を作成し、学校教育、社会教育などの場で活用します。

■ 環境ライブラリーの整備充実 《教育委員会、環境課》

環境学習資料を収集・整理し、学校や団体、事業者への貸し出しをおこないます。

■ 環境教育指導者研修会の実施 《環境課》

大学などと連携し、環境教育指導者養成のための研修会の実施を検討します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 環境学習講座や自然観察会などの積極的に参加し、環境に関する知識を深めます。
- 私たちを取り巻く環境問題について、自ら情報を集め、正しい知識を深めます。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 市民、団体、行政などと連携し、環境学習の機会、場所、人材などの提供に協力します。
- 従業員が家族ぐるみで環境学習や環境保全活動の実践に取り組めるよう奨励し、配慮します。